平成２９年（フ）第２４７号
神奈川県横須賀市公郷町２丁目16番地８　グロリアスハイツ402
債務者　宮川　康真
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第１３０号
山口市湯田温泉４丁目４番36号　松田屋寮101号、前住所山口市大内御堀324番地
債務者　鳥居智恵美
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７５号
熊本県玉名市繁根木117番地10
債務者　井本　　聡
1　決定年月日時　平成30年１月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
熊本地方裁判所玉名支部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第１３号
千葉県鴨川市江見内遠野226番地　市営住宅11号
破産者　石井　國夫
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２９年（フ）第４８号
栃木県足利市江川町３丁目９番地10
破産者　ジャイロ・エンタープライズ株式会社
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第１００２号
埼玉県川口市上青木３丁目３番３号
破産者　株式会社ル・ヴェルニ
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２８８号
東京都港区赤坂２丁目13番６号
破産者　株式会社岬んち
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７４号
奈良県葛城市太田478番地の１
破産者　株式会社森本商会
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１１７号
奈良県香芝市西真美１丁目４番地６
破産者　株式会社マンケイ
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１１５６号
札幌市西区二十四軒１条４丁目２―35アリコンビル３階
破産者　株式会社ミクロコスモ
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８７６号
札幌市中央区南１条西７丁目11―１
破産者　レイドバックカンパニー株式会社
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３４３号
札幌市豊平区美園三条４丁目３番10号
破産者　Ｈ・Ｍサポート株式会社
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２２００号
神奈川県茅ヶ崎市香川４丁目25番１号
破産者　清水　雅広
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３４８号
横浜市鶴見区浜町１丁目２番地30
破産者　ニューホライズン株式会社
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４０３号
千葉県木更津市貝渕３丁目２―14
破産者　株式会社アイケー・コーポレーション
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４３７号
横浜市神奈川区神大寺２丁目29番29号
破産者　株式会社ソシアル企画
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５３９号
名古屋市北区北久手町247番地
破産者　名古屋ステンレス鋼業株式会社
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４１５５号
大阪府交野市妙見東３丁目７番９号
破産者　株式会社りょうしんファーム
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８５号
島根県飯石郡飯南町八神200番地２
破産者　株式会社バンビ
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２１３号
高知市はりまや町１丁目５番28号
破産者　株式会社ゲームワン
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１６１号
福岡県久留米市御井旗崎１丁目10番42号
破産者　株式会社稲屋
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１６５号
沖縄県沖縄市字登川2695番地沖縄市モバイルワークプラザ
破産者　株式会社ユイテック
1　決定年月日　平成30年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部